

南伊豆町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	7,726	6,066,695	275,441	766,057	12.6	11.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

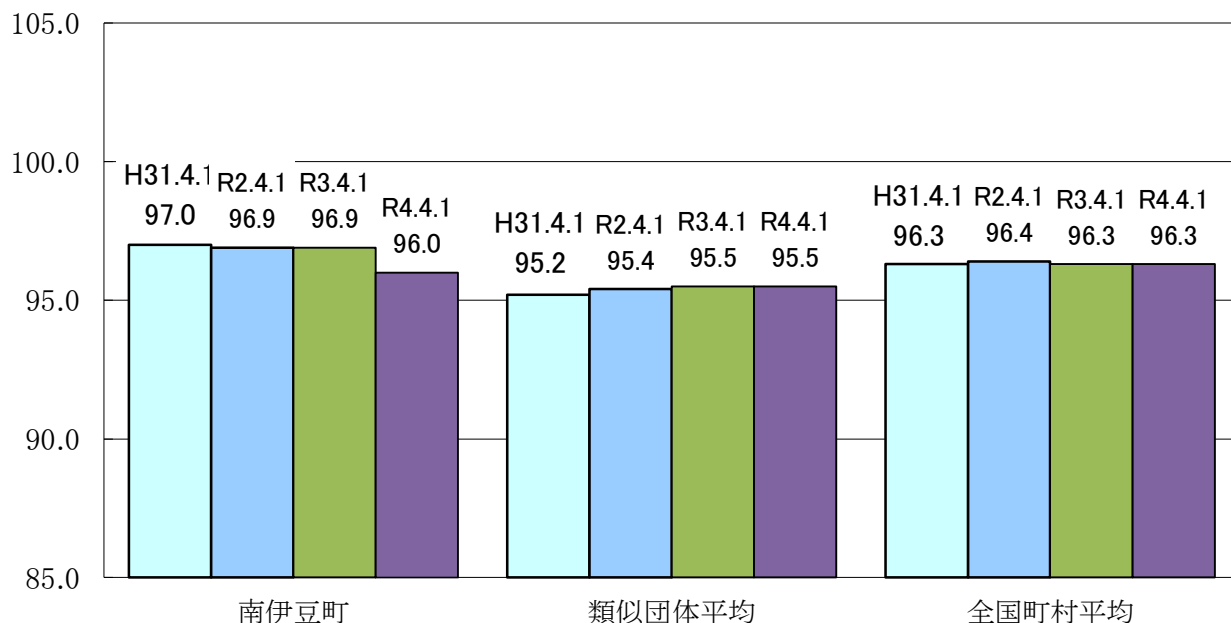
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和3年度	118	367,043	49,133	152,650	568,826	4,821	5,488

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	職員数				年間支給月数	(参考) 国の改定率
	民間支給の割合 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和2年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	職員数				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間支給の割合 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和2年度	円	円	円	%	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 **実施** 未実施 〕

実施内容

(給料表の改定時期) 平成28年4月1日から実施
 (内容) 給料表については、平均1.6%の引き下げ。もっとも高い見直し率は3.7%の引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

当町は地域手当の支給をしていない。

③その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南伊豆町	41.0 歳	298,909 円	333,167 円	320,832 円
静岡県	42.6 歳	331,200 円	432,321 円	368,926 円
国	42.7 歳	323,711 円	- 円	405,049 円
類似団体	41.7 歳	299,599 円	348,460 円	325,472 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南伊豆町	54.6歳	4 人	277,350円	297,675円	285,275円	—	—	—	
うち用務員	53.5歳	2 人	269,100円	295,600円	284,850円	用務員	49.1歳	236,600円	1.2
うちその他技能労 務職	56.0歳	2 人	285,700円	299,750円	285,700円	調理員	43.9歳	253,700円	1.2
静岡県	54.4歳	126 人	298,400円	345,557円	318,129円	—	—	—	
国	51.1歳	2,114 人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	
類似団体	50.2歳	3 人	275,864円	304,783円	287,390円	—	—	—	

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南伊豆町	4,811,000円	—	—
うち用務員	4,764,400円	3,187,900円	1.49
うちその他技能労 務職	4,857,500円	3,368,300円	1.44

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年～30年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		南伊豆町	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	192,266 円	182,200 円
	高 校 卒	158,900 円	157,827 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	158,900 円	155,586 円	—
	中 学 卒	150,100 円	142,544 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和4年4月1日現在)

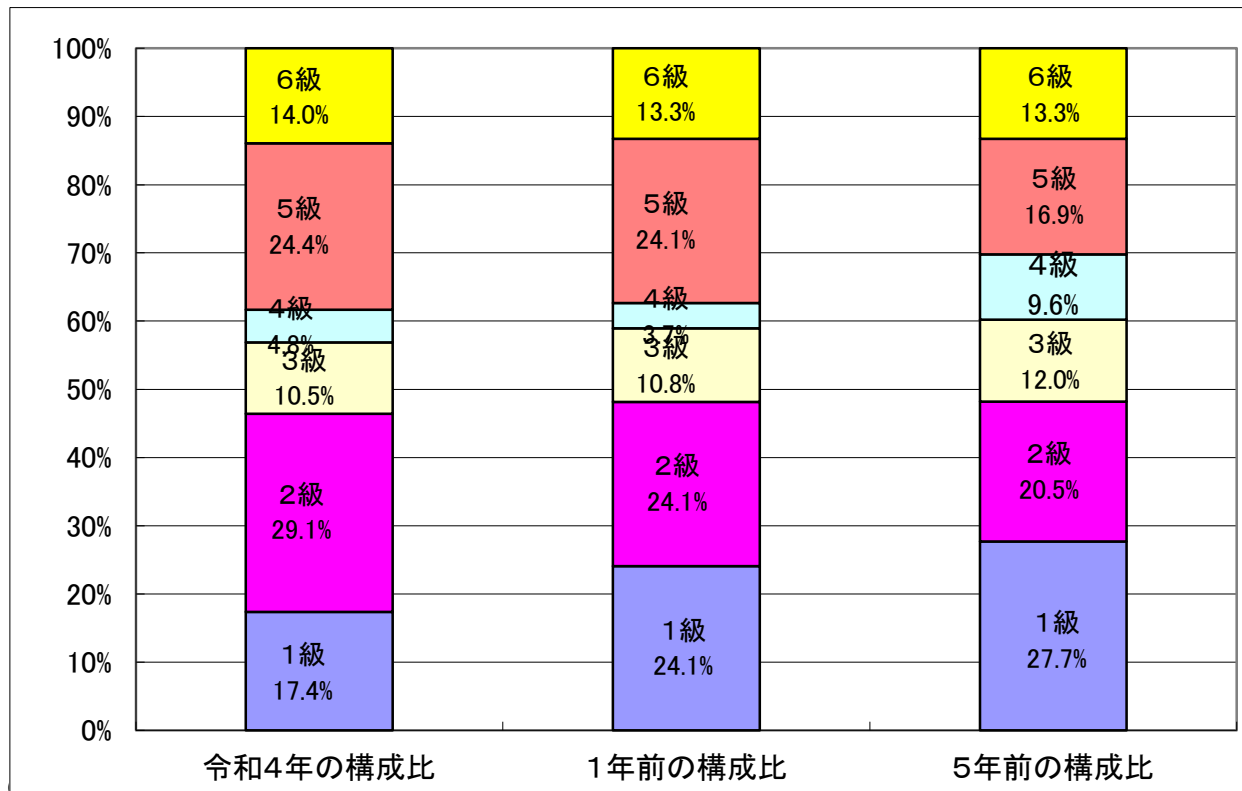
区 分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大 学 卒	235,600 円	264,300 円	298,500 円
	高 校 卒	217,500 円	243,000 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

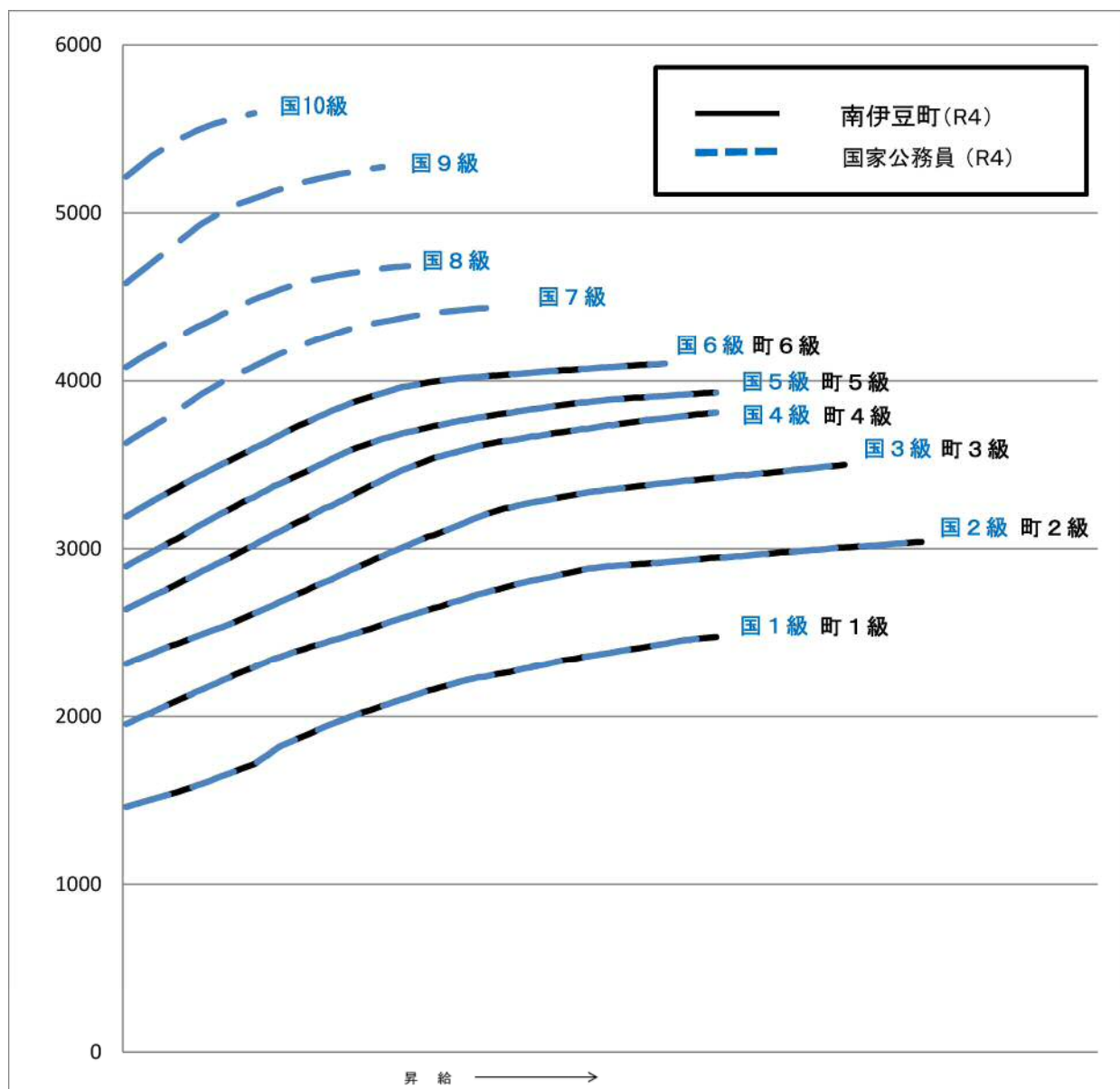
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	課長又はこれに相当する職務	12人	14.0%	319,200円	410,200円
5級	主幹又はこれに相当する職務	21人	24.4%	290,700円	393,000円
4級	係長、保育所長及び幼稚園長又はこれに相当する職務	4人	4.8%	266,000円	381,000円
3級	主任主事、主任技師、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士又はこれに相当する職務	9人	10.5%	234,400円	350,000円
2級	主事、技師、教諭、保育士、保健師、栄養士、主任調理員、主任用務員及び主任業務員又はこれに相当する職務	25人	29.1%	198,500円	304,200円
1級	主事補、技師補、助教諭、保育士補、栄養士補、主事、技師、教諭、保育士、保健師、栄養士、調理員、用務員及び業務員又はこれに相当する職務	15人	17.4%	150,100円	247,600円
合計		86人	100%		

- (注) 1 南伊豆町の給与条例に基づく給料表の級別職務分類表による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（南伊豆町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和8年1月頃		令和8年1月頃	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南伊豆町	静岡県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,401 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,670 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 20%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(南伊豆町)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

南伊豆町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	4,143 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

当町は地域手当の対象外である。

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
1 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	狂暴性精神病患者の調査及保護に従事した時	0	日額200円
	右記の業務に従事した職員	行路病人処理に従事した時	0	日額500円
	右記の業務に従事した職員	行路死人処理に従事した時	0	日額1,000円
2 保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	伝染病防疫作業手当(第1種)	0	日額500円
	右記の業務に従事した職員	伝染病防疫作業手当(第2種)	0	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	20,370 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	176 千円
支給実績(令和2年度決算)	11,084 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	96 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	子10,000円 子以外の扶養親族6,500円 特定扶養5,000円	同		10,298 千円	239,477 円
住居手当	●借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000超55,000円未満 ((家賃額-23,000円)×1/2+11,000円) 家賃 55,000円以上 27,000円	異	家賃下限額及び支給上限額が異なる。	4,818 千円	301,125 円
通勤手当	●交通機関等利用者 運賃等相当額55,000円以下の場合、運賃等相当額 ●自動車等利用者 ・自動車使用の片道2km以上～3km未満 4,200円 (1kmにつき1,100円加算) 例:片道3km～4km未満5,300円 片道4km～5km未満6,400円 ・原動機付の自動車等の片道の使用距離 2kmを超える部分(1km未満端数切捨て) 1kmにつき 300円	異	自動車等により通勤している職員の距離及び額の区分が異なる。	12,810 千円	134,844 円
管理職手当	●課長・局長・室長 定額33,200円	—	—	4,648 千円	357,538 円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日)

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	町 長	602,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	850,000	円/	505,800 円
	副 町 長	514,000	円	710,000	円/	473,100 円
	()	()	()			
	議 長	245,000	円	360,000	円/	205,000 円
報 酬	()	()	()			
	副 議 長	187,000	円	300,000	円/	175,000 円
	()	()	()			
期 末 手 当	議 員	168,000	円	280,000	円/	155,000 円
	()	()	()			
退 職 手 当	町 長	(令和3年度支給割合)				
	副 町 長	4.45		月分		
備 考	議 長	(令和3年度支給割合)				
	副 議 長	3.20		月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×在職年数×500/100		12,040,000	選択制	
備 考	副 町 長	給料月額×在職年数×300/100		6,168,000	選択制	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

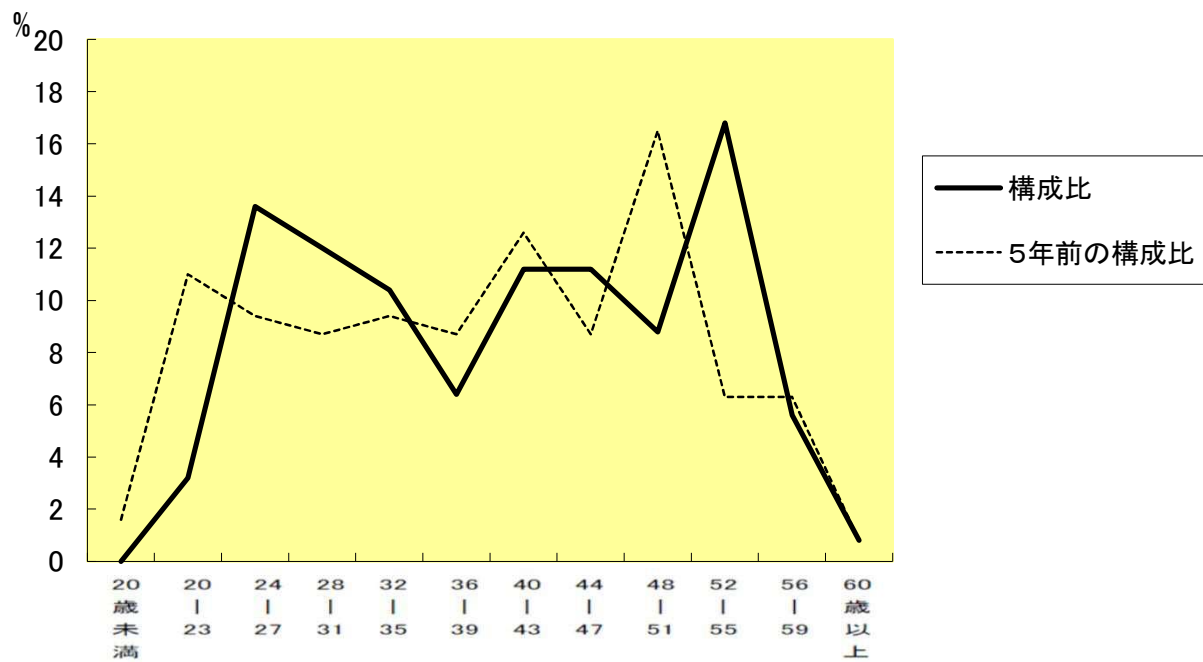
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	30	30	0	
		税 務	8	8	0	
		農林水産	3	4	1	
		商 工	9	8	△ 1	業務比重が変わったことによる増
		土 木	7	7	0	職員派遣終了に伴う減
		民 生	33	28	△ 5	
		衛 生	11	11	0	退職者欠員不補充及び再任用短時間勤務となったことによる計上対象外に基づく減
	小 計	103	98	△ 5	<参考>人口1万人当たりの職員数 115人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 114.77人)	
	教育部門	15	13	△ 2	認定こども園統合による減	
公営企業計等部門	水 道	2	2	0		
	下 水 道	2	3	1	企業会計化移行準備に伴う業務量増加を見込んだ	
	そ の 他	8	9	1	業務比重が変わったことによる増	
	小 計	12	14	2		
合 計		130	125	△ 5	<参考>人口1万人当たりの職員数 137人	
		[150]	[150]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0	4	17	15	13	8	14	14	11	21	7	1	125

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度							過去5年間の増減数
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		
一般行政	99	103	101	103	103	98	△ 1	
教育	16	17	16	15	15	13	△ 3	
普通会計	115	120	117	118	118	111	△ 4	
公営企業等会計	12	13	13	12	12	14	2	
総合計	127	133	130	130	130	125	△ 2	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	千円 314,272	千円 -4,671	千円 7,236	% 2.3	% 2.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	人 2	千円 6,230	千円 1,734	千円 886	千円 8,850	千円 4,425

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南伊豆町	42.0 歳	290,250 円	375,105 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊豆町		南伊豆町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給額(令和3年度)	
1,365 千円		1,401 千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(-)月分	(-)月分	(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

南伊豆町		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

当町は地域手当の対象外である。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	257 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	128 千円
支給実績（令和2年度決算）	66 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	33 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同	同		39 千円	19,500 円
住居手当		同		100 千円	100,000 円
通勤手当		同		131 千円	65,500 円
管理職手当		同		133 千円	133,000 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同、ただし、半日直については半額の単価	異	施設管理、装置操作を伴う	— 千円	— 円